

令和4年11月17日

横浜市内 障害福祉施設・事業所

運営法人代表者・関係施設・事業所管理者 様

横浜市健康福祉局障害施策推進課長

障害自立支援課長

障害施設サービス課長

【新型コロナウイルス感染症対策】

障害者施設等の従事者に対する集中的検査の実施について（通知）

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応くださり、心から御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省令和4年9月9日付事務連絡「高齢者施設等の従事者等に対する検査の実施の更なる推進について」を受け、本市でも障害福祉施設等において集中的検査を実施することとなりました。

つきましては、本市で試算した各施設等の従事者数に対する想定必要数を11月中に送付しますので、検査の実施をお願いいたします。陽性者が発生した際には、今まで通りメールにて御報告をいただきますが、報告内容が追加となっておりますので、御注意ください。

なお、今回配送する抗原検査キットは、同一住所で複数事業を実施しているものについては、一部まとめさせていただきました。法人内の横浜市内事業所等で従事される方の分となりますので、その範囲内で振り分けて使用するようお願いいたします。

1 集中的検査の実施方法

(1) 市内事業所等に従事する職員全員に週2回の検査を実施する。

※ スクリーニング検査であるため、症状の有無にかかわらず検査を実施。

(2) 陽性者が発生した際には、今まで通りメールにて報告を行う。

送信先アドレス：kf-covid19@city.yokohama.jp

【報告項目】法人名、事業所名、事業所住所、連絡先担当者名・電話番号、感染者の種別及び人数、事業所所在区の区福祉保健センター健康づくり係への連絡状況、感染者の他のサービス利用または兼務の有無、その他状況等、

追加項目	集中的検査用キットを使用して検査した日
------	---------------------

2 集中的検査の実施期間

令和4年12月1日 から 令和5年1月31日 まで（2月の実施は、調整中）

3 今回の送付について

(1) 配送時期（予定）：11月18日（金）～11月30日（水）

(2) 配送業者：ヤマト運輸

(3) 連絡事項

- ・ 上記「2 集中的検査の実施期間」の期間中の必要見込み数を一括して送付します。
- ・ 法人内の市内事業所の従事者で振り分けて使用してください。
- ・ 陽性者が発生した場合、人数や検査日等を報告する必要がありますので、以前からお願いしているとおおり、専用アドレスへの報告をお願いします。報告項目が追加されていますので、ご注意ください。
- ・ 週2回の検査をした場合に抗原検査キットが足りない場合は、不足数を予備の範囲内で送付するよう手配します。

★ 集中的検査用のキットが足りない場合の手続き

【連絡の期限】

令和5年1月6日（金）

【不足数の連絡先】

各サービスの担当課に不足数をご連絡ください。

（複数事業所分をまとめた数量をご連絡いただいても問題ありません。）

【お届けの時期】

不足の連絡を受けてから最短で7日後に送付できる見込みですが、状況により2週間程度かかる場合があります。余裕をもって依頼してください。

<各サービスの担当課>

障害者施設等（入所系サービス、通所系サービス）	障害施設サービス課	TEL 671-3560
障害福祉サービス等（訪問系サービス）	障害自立支援課	TEL 671-2402
障害福祉サービス等（相談系サービス）	障害施策推進課	TEL 671-4133
集中的検査取りまとめ	障害施策推進課	TEL 671-3603